

総本山 妙満寺 施設使用許可申請書 兼 使用許可書

| | | | | | |
|--|------------------------|-------|-------------|----------|---|
| 申請年月日 | 平成 年 月 日 | 許可年月日 | 平成 年 月 日 | 受付者 | |
| 申請者 | 団体名 _____ | | | | |
| | 代表者 _____ | | | | 印 |
| | 住 所 _____ | | | | |
| | 連絡先 _____ | | 緊急連絡先 _____ | | |
| | FAX番号 _____ | | | | |
| 総本山 妙満寺 御中 次の通り、総本山妙満寺施設を使用細則に則り使用したいので申請します。 | | | | | |
| 使用日時 | 平成 年 月 日 () | | 午前 時 分から | 午後 時 分まで | |
| 使用目的 | | | | | |
| 使用施設 | 信行道場 (1階和室・1階洋室・2階大広間) | | | 大書院 | |
| 使用料金 | (使用施設合計) | | 円 × | 時間 = | 円 |

| |
|--|
| 様 上記の通り、施設使用を許可します。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 京都市左京区岩倉幡枝町91 総本山 妙満寺 </div> |
|--|

本書は総本山妙満寺が保管し、使用者はその複写を保持するものとする。

(使用細則)

申請者は「施設」を使用するにあたっては、以下の細則を遵守するものとする。

- 1 「施設」の使用開始及び終了時間を守り、終了時間までに鍵を「妙満寺」事務所に返却すること。
- 2 「妙満寺」建物内での喫煙は一切しないこと。
- 3 「施設」内で食事をする場合は「妙満寺」まで申し出て、指示された場所で行うこと。
- 4 「妙満寺」境内（建物外）においては、物品の販売や楽器類の演奏等は絶対に行わないこと。
- 5 建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。また、損傷した場合は「妙満寺」まで申し出て、原状回復費用を負担すること。
- 6 備品を使用した場合は、使用後は元の位置に戻すこと。
- 7 使用申請をした「施設」以外は使用及び立入りをしないこと。
- 8 使用中に出したゴミは各自持ち帰ること。また、「妙満寺」境内設置のゴミ入れ、ゴミ置場にも捨てないこと。
- 9 使用後は使用した「施設」、トイレ等の清掃を行うこと。
- 10 「妙満寺」の行事等が開催される場合は、事前に使用予約をしても使用施設の変更、中止を認めること。
- 11 「施設」使用許可を得た後でも行事内容について、公序良俗に反する行為、また顕本法華宗総本山の「施設」を使用するにふさわしくないと「妙満寺」が判断し、使用の中止を求めた場合は何時でもその指示に従うこと。
- 12 貴重品等の管理は各自にて行い、使用者が盗難等の被害にあっても「妙満寺」は一切責任を負わないこと。
- 13 その他、「妙満寺」及びその係員の指示に従うこと。

以上、使用細則に違反した個人・団体は今後の使用を一切禁止致します。